

事業所における こみの出し方ガイド



東郷町イメージキャラクター
トッピー



東郷町イメージキャラクター
トッピー



東郷町イメージキャラクター
トッピー

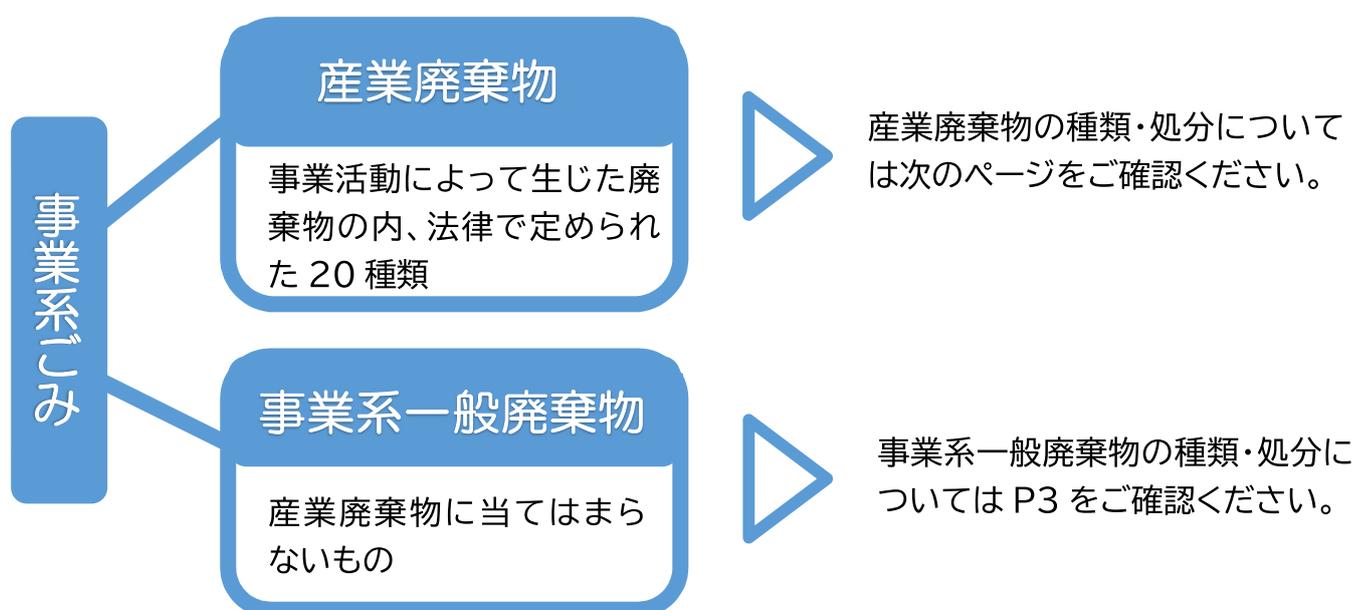
東郷町

令和3年 作成

事業所のごみの分け方

事業活動により発生したごみは、「事業系ごみ」として家などの家庭生活から排出されるごみとは分けて処理を行う必要があります。

事業活動とは会社、商店、工場、個人店舗、NPO 法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、官公庁など、家庭生活以外のあらゆる活動があてはまります。

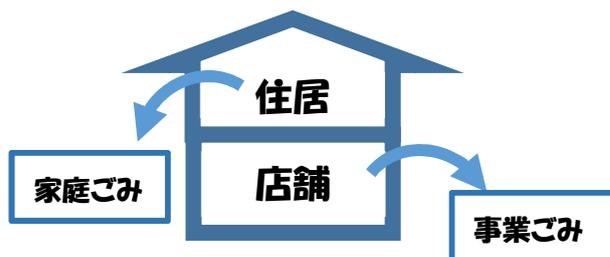


事業系ごみは集積場所に出してはいけません!!

事業活動によって発生したごみ(事業系ごみ)は一般家庭の日常生活で発生したごみ(家庭ごみ)と取り扱いが異なります。

事業系ごみは、自らの責任で処理しなければなりません。

- ▼ 家庭ごみの集積場所は、家庭から出るごみを出す場所なので事業系ごみを出すことはできません。
- ▼ 悪質な場合は、不法投棄として罰則が適用されることがあります。
- ▼ 店舗と住居が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。



産業廃棄物(20 種類)

産業廃棄物は 20 種類に分類され、どの業種から出ても産業廃棄物となるもの(表中1~12)、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物となるもの(表中13~19)があります。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかすなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄用油など
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸など
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ水、金属せっけん液など
	6 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、溶接かすなど
	9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、レンガくず、陶磁器くずなど
	10 鉱さい	鑄物廃砂、溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴い生じたコンクリート、レンガ、アスファルト等の破片など
	12 ダスト類 (ばいじん)	ばい煙発生施設、焼却施設などにおいて発生するばいじんで、集じん施設で集められたもの

区分	種類	具体例
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	工作物の新築、改築、除去によって生じたもの 紙・パルプ・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	14 木くず	工作物の新築、改築、除去によって生じたもの 木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生じる木くず 貨物の流通に使用したパレットに係る木くず
	15 繊維くず	工作物の新築、改築、除去によって生じたもの 繊維工業(繊維製品製造業を除く)から生じる天然繊維くず
	16 動植物性残渣	食料品、医薬品、香辛料製造業から生じるあめかす、のりかす、魚のあらなど固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と殺、解体した獣畜、食鳥処理場で処理にかかる固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される、牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される、牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などの死体
	20 13号廃棄物	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの

産業廃棄物の処分方法

産業廃棄物は、町では収集・処分できません。

産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、事業者自ら産業廃棄物処分場へ搬入してください。

産業廃棄物処理業者の照会

(一社) 愛知県産業資源循環協会
TEL:052-332-0346

産業廃棄物に関する相談

尾張県民事務所 廃棄物対策課
TEL:052-961-7211



事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は事業ごみの中で「産業廃棄物に当てはまらないもの」です。
産業廃棄物の区分「特定の事業活動に伴うもの」(表中13~19)の中で、特定の事業活動以外から出されたものになります。

食品 生ごみ等	食品の売れ残り 料理の食べ残し 厨房から出る調理くず など 	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、東郷美化センターへ直接搬入してください。 (食品ロスの削減のため、食品リサイクル会社の利用やフードバンク等への寄付も検討してください。)
紙類	段ボール、新聞 雑誌、雑がみ 	古紙回収(リサイクル)をご利用ください ・尾三衛生組合資源回収ストックヤード ・古紙回収業者(㈱石川マテリアルなど) (詳細は各社へ確認してください)
	汚れた紙、ティッシュ リサイクルできない紙	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、東郷美化センターへ直接搬入してください。
木くず 剪定枝等	刈草、落ち葉 剪定した枝 など 	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、東郷美化センターへ直接搬入してください。
古布	不要になった衣類 雑巾、ウエス など 	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、東郷美化センターへ直接搬入してください。

事業系一般廃棄物の処分方法

事業系一般廃棄物については、町の処理施設(尾三衛生組合)で処分ができます。
処理施設までは事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託するか、事業者自ら尾三衛生組合へ搬入してください。
また、古紙や食品のリサイクル事業者を利用するなど、ごみの減量にご協力をお願いします。

○ 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集を委託

東郷町の事業系一般廃棄物収集運搬業許可を持つ業者(次ページ参照)へ連絡し、委託契約を結んでください。

収集頻度や料金については各事業者へお問い合わせください。

東郷町 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者



業者名	事業所の連絡先		本社の連絡先
	住所	電話番号	
東海清掃株式会社	清水四丁目 11-3	0561-39-3321	0561-39-3321
有限会社メンアットワーク青木	春木字屋敷 3415-24	0561-38-2755	0561-38-2755
株式会社Kクリーン	春木字上針廻間 588-357	0561-37-5305	0561-37-5305
株式会社岩田清掃	春木台五丁目 6-4	0561-38-0099	0561-21-0006
日の出衛生保繕株式会社	諸輪字吉田 88-112	0561-37-2115	0561-72-0450
ホームックス株式会社	春木字涼松丁 186-6	052-808-3575	0565-33-2468

○ 尾三衛生組合 東郷美化センターへの直接搬入

廃棄物を出した事業者が、自ら尾三衛生組合に搬入することができます。事前に手続きが必要となりますので、以下の「搬入までの流れ」をご確認ください。



<搬入までの流れ>

- ① 搬入できるのは東郷町内で発生した事業系一般廃棄物に限ります。
- ② 搬入する廃棄物を積んだ状態で 東郷町役場 環境課 までお越しください。
- ③ 環境課にて利用許可申請書に必要事項を記入していただきます。
- ④ 搬入する廃棄物を確認後、利用許可書を発行します。
- ⑤ 利用許可書を持って尾三衛生組合に搬入してください。

【搬入先】

尾三衛生組合 東郷美化センター

住 所 東郷町大字諸輪字百々51 番地 23

電 話 0561-38-2226

利用時間

月～金曜日 8時30分～16時30分
(昼休 12時～13時)

土曜日 8時30分～11時30分

休業日 日曜日、祝日

処 理 費 20kgまで400円

以後、10kgごとに200円加算



事業者の責務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)

自らの責任で処理

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみは自ら処理を行うか、業者に委託をして適正に処理すること。

3Rの推進

ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を行うことでごみの減量に努めること。

国や県、町への協力

ごみの減量化、適正処理等について国、県、町の施策に協力すること。

事業活動に伴って生じたごみは、量や種類にかかわらず、事業者自らの責任で適正に処理をしなければなりません。

ごみの不正な処分は法律で禁止されています!!

① 不法投棄

ごみを適正でない場所(道端や山林など)にみだりに捨てることは禁止されています。



② 違法焼却

ごみを焼却することは原則禁止されています。



罰則

5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、若しくはその併科
(法人の場合は3億円以下の罰金)

産業廃棄物に関するお問い合わせ

- 産業廃棄物処理業者を探したい
一般社団法人 愛知県産業資源循環協会 TEL:052-332-0346
- 産業廃棄物に関する相談がしたい
尾張県民事務所 廃棄物対策課 TEL:052-961-7211(代表)

事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ

東郷町役場 都市環境部 環境課 TEL:0561-56-0729(直通)

リサイクル業者を探したい (参考となるページ)

QRコード

- 古紙リサイクルの業者を探したい
全国製紙原料商工組合



- 食品リサイクル事業者を探したい
環境省「食品リサイクル-再生利用施設・熱回収施設」



- 食品をフードバンクへ寄付したい
農林水産省「フードバンク-2.各フードバンク活動団体の紹介」



- その他 リサイクル事業者を探したい
愛知県「あいちの環境-廃棄物再生事業者」



東郷町役場 都市環境部 環境課

TEL:0561-56-0729

FAX:0561-38-7933

MAIL:tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp